

令和 8 年 第 1 回

教 育 委 員 会 臨 時 会 会 議 録

令和8年3月17日

令和8年第1回教育委員会臨時会会議録

令和8年3月17日（火）

出席者（4名）

教育長 松 永 透
委 員 松 原 拓 郎

委 員 須 藤 金 一
委 員 三 瓶 恭 子

欠席者（1名）

委 員 野 村 幸 史

出席説明員

教育部長 高 松 真 也

教育部調整担当部長、総務課長

寺 田 真理子

指導課長 福 島 健 明

事務局職員

副参事 青 木 涼 子

主 事 野 口 耀 羽

令和8年第1回教育委員会臨時会
議 事 日 程

令和8年3月17日（火）午後6時30分開議

- 日程第1 議案第8号 三鷹市教育委員会事務局処務規則の一部改正について
- 日程第2 議案第9号 三鷹市公立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
- 日程第3 議案第10号 職員派遣に関する協定について
- 日程第4 議案第11号 職員人事について

午後 6時33分 開会

- 松永教育長 ただいまから令和8年第1回教育委員会臨時会を開会いたします。
本日の会議録署名委員は、須藤委員にお願いいたします。
それでは、議事日程に従いまして、議事を進めてまいります。

日程第1 議案第8号 三鷹市教育委員会事務局処務規則の一部改正について

- 松永教育長 日程第1 議案第8号を議題といたします。

(書記朗読)

- 松永教育長 提案理由の説明をお願いいたします。寺田部長。

○寺田教育部調整担当部長 それでは、資料は6ページからの規則の新旧対照表をごらんください。三鷹市教育委員会事務局処務規則は、教育委員会事務局の組織等について定めた規則でございますが、このたび、6ページの第3条第2項に規定する調整担当部長の設置について、右側、改正前規則では、これまで調整担当部長が必置だったものを、左側、改正後規則では「置くことができる」という規定に改正します。

併せて7ページ、部長等の職務を規定している第4条第3項に「調整担当部長を置かない場合にあつては、部長がその担当事務を処理する」というただし書を加えます。

施行期日は、令和8年4月1日とします。この規則の一部改正は、同じく令和8年4月1日施行で、一部改正が予定されている市の規則である三鷹市組織規則の改正内容に倣う内容となります。

説明は以上です。

- 松永教育長 以上で提案理由の説明は終わりました。

委員の皆様のご質疑をお願いいたします。特段よろしいでしょうか。

これは、市全体で全庁的に調整担当部長については置くことができるというふうに改めるということですよね。

○高松教育部長 そうですね。これまでは、必置の職、必ず置く職ということで規定をしておりました。第4条第3項に所掌事務を規定しているとおりで、人事とか事務事業等について部内や部間の調整を図っていくという職でございますが、各部に部長職が1人しかいない場合は、その部長に調整担当部長も兼務発令をするということも運用されてきたところです。

ここで必置とはしないで「置くことができる」として、その職務内容については、調整担当部長を置かない場合には部長が担うということで整理をするということになります。市全体の取扱いとして、三鷹市組織規則が改正されますので、同様の規定を持っております教育委員会事務局処務規則においても、同じような改正を行わせていただく、そのような内容になっています。

- 松永教育長 よろしいでしょうか。

ほかにご質問、ご意見等がなければ採決いたします。

議案第8号 三鷹市教育委員会事務局処務規則の一部改正については、原案のとおり可

決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松永教育長 ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第9号 三鷹市公立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

○松永教育長 続きまして、日程第2 議案第9号を議題といたします。

(書記朗読)

○松永教育長 提案理由の説明をお願いいたします。寺田部長、お願いします。

○寺田教育部調整担当部長 それでは、参考資料とありますステープラー留めの資料をごらんいただけますでしょうか。

こちらが、東京都教育委員会教育長名の学校教育法等の改正に伴う区市町村立学校管理運営規則の改正についてという通知です。こちらの本文の2行目から記載しております、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が公布され、学校教育法等の改正により、学校に置くことのできる職として新たに主務教諭という職が設置されることとなりました。

こちらの通知では、これに伴って、東京都教育委員会では、都立学校の管理運営に関する規則を改正し、通知の中ほど、記の1、改正の趣旨にありますとおり、令和8年4月1日から、都立学校に、主務教諭の職を設置して、主任教諭をこれに位置付けることとし、職名については、引き続き主任教諭とするなどの規定整備を行うという通知です。今回の議案第9号は、この東京都教育委員会規則の改正内容に倣って、三鷹市公立学校の管理運営に関する規則を改正するという内容になります。

資料の12ページからの新旧対照表をごらんください。12ページの第7条の5において、右側、改正前規則では、学校に主任教諭及び主任養護教諭を置くことができることを規定しておりますが、改正後は左側のように、第7条の5で学校に主務教諭を置くことができると規定し、第2項で、主務教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う、第3項で、主務教諭の職名は、主任教諭とすると規定しています。そして、第4項、第5項は、同様に主任養護教諭について規定をしております。

また、13ページの第8条では、第1項で、教務主任、生活指導主任、保健主任、学年主任、そして第2項では、小学校の研究主任、第3項では、中学校の進路指導主任の設置について規定しておりますが、これらについて規則改正前は、主幹教諭を置くときは、これらの主任を置かないことができるという規定でしたが、改正後は、主幹教諭又は主務教諭を置くときは、当該主任を置かないことができるという内容の規定に改正されております。

このほか、おめくりいただいて、15ページの右側に「第8章 その他」とあります。第34条から「第8章 その他」と区分しておりましたが、章の区分を適切な形に整理するものになります。

こちらの改正規則の施行期日は令和8年4月1日となります。

ご説明は以上です。

○松永教育長 以上で提案理由の説明は終わりました。

委員の皆様のご質疑をお願いいたします。

分かりにくい状況ではあるんですけど、もともと東京都は主任教諭という職を置いていたんですけども、国で主務教諭という名称の職を法に位置づけて設置したといったこと、それを受けてのことですけれど、基本的に東京都は、今までどおり主任教諭という名称を使っていくということで、三鷹市でもそういう形でやっていこうという話ですよ。

○福島指導課長 はい。おっしゃるとおりです。

主幹教諭も東京都独自といえば独自のものなので、そういった意味で、より組織的に進めているというのは、国がやっと都に追いついてきたかなというところでして、都はもう既に、校長、副校長、そして、主幹教諭がいて、主任教諭がいて教諭がいます。

以前、なべぶたなんて言われていた教員社会を、しっかり組織的にやろうというので東京都は進めていたのですが、主務教諭という名前は少し違うんですが、東京都で進めてきた主任教諭とほぼ同等のものが設置されたので、国が変えたことに伴って、こちらとしても位置づけをこのような形でさせていただきたいということになります。

○松永教育長 分かりました。三瓶委員。

○三瓶委員 質問なんですが、主務教諭と主任教諭、主幹教諭は、東京都と全く一緒のものと考えていいんですか。

○福島指導課長 東京都は、校長、副校長の下に4級職といって主幹教諭と、もっと詳しく言うと、指導教諭という教科の指導に特化した先生がいます。その下に主任教諭というのが今までありました。その主任教諭に値するものが、国がいう主務教諭ということなので、層としては管理職の校長、副校長、主幹教諭、指導教諭の4級職、そして主任教諭という、この主任教諭がいわゆる国が言う主務教諭に当たるので、今回、そこを同等のものとして位置づけますよというところで、東京都が参考資料にあるような通知を出してきました。

○三瓶委員 主務教諭と主任教諭が一緒ということでしょうか。

○福島指導課長 はい。

○松永教育長 主幹教諭は、小学校だと基本的に2人、中学校だと3人という配置が基本的には認められている状況なんですけれど、そういう意味では、先生方のリーダーということでやっていただいている方々ですね。いずれも、主幹教諭も主任教諭も東京都で選考してやっているの、選考をして任用するという形になります。

○高松教育部長 給料表の職務の級が違うということは、昇任、昇格をしてという形で処遇されるということですね。主幹教諭は管理職ではなくて監督職とされていますので、行政の事務部局で捉えると、係長ぐらいのイメージになるかと思います。管理職ではなくて監督職として置かれていて、学校の組織運営体制をしっかりと構築していくという一環として置かれています。

そこに法律でも、さらに主務教諭と、主幹よりは下に入るようなイメージに東京都ではなるとは思いますけれども、また、一般の教諭と主幹以上とをつないでいくような役回りと

して、組織体制をしっかりと構築していこうという一環なのかなと思います。ただ、今までも主任教諭として運用していますので、東京都では、引き続き主任教諭という職名を用いて、法律にも対応していくということで理解しているところです。

○松永教育長 何かほかにご質問ありますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご質問、ご意見等がなければ採決いたします。

議案第9号 三鷹市公立学校の管理運営に関する規則の一部改正については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松永教育長 ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

この際、議事の都合により、しばらく休憩いたします。

午後 6時49分 休憩

午後 6時49分 再開

○松永教育長 それでは、休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

委員の皆様にお諮りいたします。日程第3及び日程第4については人事案件のため、秘密会で審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松永教育長 ご異議なしと認めます。よって、秘密会を開くことに決定いたしました。

午後 6時49分 秘密会開会

午後 7時09分 秘密会終了

○松永教育長 以上をもちまして、令和8年第1回教育委員会臨時会を閉会いたします。

午後 7時09分 閉会